

## 埼玉県議会令和5年6月定例会付議予定議案件名表

## 【議案】

## 条例

案件名	概要
1 埼玉県税条例の一部を改正する条例 【総務部】	1 趣 旨 地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率適用区分を改める等するとともに、併せて農業を営む者等の免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例を定めるための改正  2 内 容 (1) 自動車税 地方税法の一部改正に伴う環境性能割の税率の基となる燃費基準の達成度合いの段階的な見直し  (2) 軽油引取税 新たに免税軽油使用者証の交付を受けた農業者等が行う免税軽油の引取り等に係る県への報告について、購入予定数量が年3キロリットル以下の場合、免税1年目から1年に1度の報告とする特例を定めるための改正  (3) 規定の整備  3 施行期日 令和6年1月1日等
2 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 【福祉部】	1 趣 旨 こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、規定の整備をするための改正  2 内 容 福祉部の項第2号中で規定する命令の所管府省の変更に伴う規定の整備 「厚生労働省令」 → 「内閣府令」  3 施行期日 公布の日

案件名	概要								
<p>3 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 補償基礎額の改定 (例) 経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医の補償基礎額</p> <table border="1" data-bbox="862 464 1464 539"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6, 245円</td> <td>6, 340円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護補償の額の改定 (例) 常時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償の上限額（月額）</p> <table border="1" data-bbox="862 643 1464 718"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171, 650円</td> <td>172, 550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 公布の日等</p>	現 行	改定後	6, 245円	6, 340円	現 行	改定後	171, 650円	172, 550円
現 行	改定後								
6, 245円	6, 340円								
現 行	改定後								
171, 650円	172, 550円								
<p>4 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法等の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の額を定めるための改正</p> <p>2 内 容 道路交通法等の改正に伴う手数料の新設 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料 講習1時間につき2, 000円</p> <p>3 施行期日 令和5年7月1日</p>								

案件名	概要				
<p>5 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法等の一部改正を踏まえ、移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準を改定するための改正</p> <p>2 内 容 重点整備地区に設置される歩車分離式信号のある交差点で歩行者用青信号に従って通行する対象の改正</p> <table border="1" data-bbox="817 363 1872 587"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 363 1346 400">現 行</th> <th data-bbox="1346 363 1872 400">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 400 1346 587">歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車</td> <td data-bbox="1346 400 1872 587">歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年7月1日</p>	現 行	改正後	歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車	歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車
現 行	改正後				
歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車	歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車				

## 工事請負契約の締結

案件名	概要
<p>1  <b>工事請負契約の変更契約の締結について（社会資本整備総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路工）</b>    <b>【県土整備部】</b></p>	<p>社会資本整備総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路工）の請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 履 行 期 限 （変更前）令和5年6月30日 （変更後）令和6年3月29日</p> <p>2 金 額 840,980,800円</p> <p>3 相 手 方 株式会社ユーディケー（埼玉県さいたま市） 伊田テクノス株式会社（埼玉県東松山市）</p>

## 【報告】

### 予算繰越報告

案件名	概要
1 埼玉県一般会計継続費通次繰越報告	R4 年度繰越額 4, 1 2 6, 2 1 2, 1 0 0 円 (8件)
2 埼玉県一般会計繰越明許費繰越報告	R4 年度繰越額 7 8, 5 4 9, 8 0 5, 2 0 4 円 (1 2 7件)
3 埼玉県一般会計事故繰越し繰越報告	R4 年度繰越額 1 6, 2 2 4, 5 1 1, 4 6 8 円 (4 1件)
4 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計繰越明許費繰越報告	R4 年度繰越額 4 6 8, 0 0 0, 0 0 0 円 (2件)
5 埼玉県県営住宅事業特別会計継続費通次繰越報告	R4 年度繰越額 1, 3 5 6, 1 8 4, 4 7 1 円 (4件)

案件名	概要
<p>6 埼玉県公営企業会計継続費通次繰越報告</p> <p>(1) 埼玉県工業用水道事業会計継続費繰越計算書</p> <p>(2) 埼玉県水道用水供給事業会計継続費繰越計算書</p> <p>(3) 埼玉県地域整備事業会計継続費繰越計算書</p>	<p>R4 年度繰越額                      1 1 3, 8 4 8, 5 5 9 円                      (2 件)</p> <p>R4 年度繰越額                      1, 1 1 3, 3 3 9, 1 6 3 円                      (5 件)</p> <p>R4 年度繰越額                      9, 3 6 5, 7 5 7, 9 3 3 円                      (5 件)</p>
<p>7 埼玉県公営企業会計予算繰越報告</p> <p>(1) 埼玉県工業用水道事業会計予算繰越計算書</p> <p>(2) 埼玉県水道用水供給事業会計予算繰越計算書</p>	<p>R4 年度繰越額                      3 9, 3 9 0, 0 0 0 円                      (1 件)</p> <p>R4 年度繰越額                      1, 0 2 2, 5 0 0, 4 0 0 円                      (8 件)</p>

案件名	概要
(3) 埼玉県地域整備事業会計継続費繰越計算書	R4 年度繰越額                      428,065,203円                      (2件)
(4) 埼玉県流域下水道事業会計予算繰越計算書	R4 年度繰越額                      13,836,564,384円                      (11件)

## 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>警察活動に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年5月25日</p> <p>2 専決処分理由 警察活動に係る損害賠償額の決定のため</p> <p>3 相手方 警察官の誤認に基づき信号無視違反・交差点右左折方法違反、進路変更禁止違反を告知され、各種講習の受講により休業損害等が生じた者（6人）</p> <p>4 事案の概要 埼玉県内の道路において、警察官が車両通行帯及び進路変更禁止に係る交通規制が実施されているものと誤認し、普通乗用自動車等を運転中の相手方を信号無視違反・交差点右左折方法違反及び進路変更禁止違反として告知したことにより、各種講習の受講による休業損害等の損害をそれぞれ与えたもの</p> <p>5 損害賠償額 43,160円</p>



## 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告

法人名	概要
<p>1 埼玉県住宅供給公社 (S40.11.10設立)</p> <p>【都市整備部】</p>	<p>代表者 理事長 庄司 健吾 資本金 40,000 千円 県出資金 40,000 千円 (100.0%)</p>
<p>2 埼玉県道路公社 (S46.9.1設立)</p> <p>【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 田中 勉 資本金 12,058,000 千円 県出資金 11,218,000 千円 (93.0%)</p>
<p>3 埼玉県土地開発公社 (S47.11.30設立)</p> <p>【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 田中 勉 資本金 100,000 千円 県出資金 100,000 千円 (100.0%)</p>
<p>4 埼玉県消防協会 (S23.8.27設立)</p> <p>【危機管理防災部】</p>	<p>代表者 会長 森田 耕一 資本金 318,532 千円 県出資金 100,000 千円 (31.4%)</p>
<p>5 埼玉県公園緑地協会 (S46.4.24設立)</p> <p>【都市整備部】</p>	<p>代表者 理事長 安藤 宏 資本金 97,800 千円 県出資金 48,900 千円 (50.0%)</p>

法人名	概要
<p>6 埼玉県産業振興公社 ( S 4 8 . 4 . 2 6 設 立 )</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>代 表 者      理事長 神田 文男 資 本 金      5, 0 0 0 千 円 県出資金      5, 0 0 0 千 円 ( 1 0 0 . 0 % )</p>
<p>7 埼玉県下水道公社 ( S 5 4 . 2 . 1 設 立 )</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>代 表 者      理事長 末柄 勝朗 資 本 金      1 1 0 , 0 6 0 千 円 県出資金      5 5 , 0 3 0 千 円 ( 5 0 . 0 % )</p>
<p>8 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 ( S 5 5 . 4 . 1 設 立 )</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>代 表 者      理事長 加藤 健次 資 本 金      1 0 , 0 0 0 千 円 県出資金      1 0 , 0 0 0 千 円 ( 1 0 0 . 0 % )</p>
<p>9 埼玉県生活衛生営業指導センター ( S 5 7 . 4 . 2 1 設 立 )</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>代 表 者      理事長 長谷川 隆春 資 本 金      1 0 , 0 1 8 千 円 県出資金      4 , 0 0 0 千 円 ( 3 9 . 9 % )</p>
<p>1 0 埼玉県農林公社 ( S 5 8 . 1 1 . 1 設 立 )</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>代 表 者      理事長 小畑 幹 資 本 金      9 8 1 , 4 3 7 千 円 県出資金      5 1 5 , 0 0 0 千 円 ( 5 2 . 5 % )</p>

法人名	概要
11 さいたま緑のトラスト協会 (S59. 8. 1設立)  【環境部】	代表者 理事長 太田 猛彦 資本金 13,000 千円 県出資金 5,000 千円 (38.5%)
12 埼玉県産業文化センター (S62. 5. 1設立)  【産業労働部】	代表者 理事長 加藤 喜久雄 資本金 150,000 千円 県出資金 50,000 千円 (33.3%)
13 埼玉県国際交流協会 (S62. 6. 1設立)  【県民生活部】	代表者 理事長 鷺坂 長美 資本金 328,164 千円 県出資金 200,000 千円 (60.9%)
14 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター (H1. 5. 1設立)  【警察本部】	代表者 理事長 富岡 勝則 資本金 1,040,000 千円 県出資金 779,587 千円 (75.0%)
15 いきいき埼玉 (H1. 10. 1設立)  【県民生活部】	代表者 理事長 永沢 映 資本金 82,000 千円 県出資金 50,000 千円 (61.0%)

法人名	概要
16 埼玉伝統工芸協会 ( H1. 10. 9設立 ) ( R5. 4. 1解散 ) 【産業労働部】	代表者 代表清算人 岡部 克美 資本金 一 千円 県出資金 一 千円
17 埼玉県河川公社 ( H4. 3. 27設立 ) 【県土整備部】	代表者 理事長 奥ノ木 信夫 資本金 35,000 千円 県出資金 18,000 千円 (51.4%)
18 埼玉県芸術文化振興財団 ( H5. 7. 1設立 ) 【県民生活部】	代表者 理事長 加藤 容一 資本金 100,000 千円 県出資金 100,000 千円 (100.0%)
19 株式会社さいたまアリーナ ( H9. 3. 27設立 ) 【都市整備部】	代表者 代表取締役社長 林 直樹 資本金 495,000 千円 県出資金 150,000 千円 (30.3%)
20 株式会社さいたまリバーフロンティア ( H12. 2. 9設立 ) 【企業局】	代表者 代表取締役社長 水野 博人 資本金 130,000 千円 県出資金 58,000 千円 (44.6%)